

東京都過疎地域持続的発展計画の概要

過疎法の経緯

- 昭和45年以来、4次にわたり特別措置法として制定（全て議員立法として全会一致で成立）
- 令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行（R3～R12）

過疎地域の指定要件

「人口要件」及び「財政力要件」
により市町村単位で指定

都内の過疎地域の指定数（R3.4時点）

計7町村

（八丈町はR3.4から新規指定）

檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、
三宅村、八丈町、青ヶ島村

法の規定

- 法に基づき、都道府県は過疎地域持続的発展方針を定めることができる（第7条）
- 上記方針に基づき、都道府県及び市町村は過疎地域持続的発展計画を定めることができる（第8条、9条）

今後の予定

都

9月 計画（素案）作成 > (パブリックコメント、国協議) > 12月 計画策定

町村

9月以降 計画 策定開始

＜参考＞都計画に記載する事項

(1) 産業の振興

- ・農地、漁港、観光施設等の整備
- ・島しょ地域の魅力再発見とブランド化
- ・テレワーク・ワーケーションなど柔軟な働き方の実現

(2) 交通・通信体系の整備及び情報化の推進

- ・都道、林道、港湾施設の整備
- ・災害時の円滑な対応に繋げるため無電柱化を推進
- ・超高速ブロードバンドサービスによる通信環境の更なる安定化
- ・島しょ地域への最新のデジタル技術の導入による住民サービスの向上

(3) 生活環境の整備

- ・各町村の水道、下水道、廃棄物処理施設等の整備計画に基づく技術的・財政的支援

(4) 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進

- ・高齢者・障害者等が安心して生活できるための地域における生活基盤の整備を推進
- ・多様な保育サービス・子育て相談支援体制の整備

(5) 保健・医療の確保

- ・環境衛生、食品衛生等の専門サービスの実施
- ・医師の派遣、島しょ地域の救急搬送体制の整備

(6) 教育の振興

- ・小規模校の教育水準向上、現地教員研修会の開催

(7) 地域文化の振興

- ・文化財保存のための補助、芸術の鑑賞機会を提供

(8) 再生可能エネルギーの利用推進

- ・太陽光等の発電設備や地熱等の熱利用設備の導入に対する財政的支援
- ・島しょ地域で発電された電力余剰分を都有施設で使用するなど地産地消を促進

(9) 移住・定住の促進

- ・地域の魅力について情報発信を強化するとともに、移住・定住の促進に取り組む町村を支援

※ 下線の事項は新たに追加、その他の事項は最新の内容に更新